



月次支援金(経済産業省)の申請受付が始まります

2021年の4月以降に実施される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う、「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等を対象とした月次支援金(経済産業省)の申請受付が始まります。

1 給付要件

以下の①及び②に該当すること(業種・地域は問わない)

- ① 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う、「飲食店の休業・時短営業」又は「外出自粛等」の影響を受けている。
- ② 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち措置の影響を受けて月間売上が2019年又は2020年の同じ月と比べて、50%以上減少している。

2 給付対象となり得る事業者(例)

- ・ 対象飲食店と間取引のある事業者(卸・仲卸、農協、農業者等)
- ・ 対象措置を実施する都道府県の個人顧客と取引のある旅行関連事業者等(県内の飲食・宿泊、土産物店等で影響を受けた事業者は対象)

※地方公共団体による対象月における休業・時短営業の要請に伴う協力金の支給対象の事業者は、月次支援金の給付対象外

3 給付額(それぞれの月において、給付要件を満たせば月単位で支給)

中小法人等：上限 20 万円/月 個人事業者等： 上限 10 万円/月

(給付額の算定方法：2019年又は2020年の基準月の売上 - 2021年の対象月の売上)

4 申請受付期間

4月・5月分：令和3年6月16日(水)～8月15日(日)

6月分：令和3年7月1日(木)～8月31日(火)

5 詳細・お問合せ

- ・ 手続等の詳細については、経済産業省ホームページをご確認ください。

https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html

- ・ お問合せ

Web 質問フォーム：<https://emotion-tech.net/BDxkQaIV>

事務局相談窓口：TEL 0120-211-240 [IP 電話等の場合：03-6629-0479(通話料あり)]

※ 受付時間 8:30～19:00(原則として、土日、祝日含む全日対応)

信州版「新たな日常のすゝめ」



新型コロナウイルスの感染を防止するための行動を自ら考え実践しましょう

産業労働部 経営・創業支援課 中小企業支援係
 (課長)若月 真也 (担当)太田 伸幸、越 雅彦
 電話 026-235-7195(直通)
 026-232-0111(代表) 内線2958
 FAX 026-235-7496
 E-mail keieishien@pref.nagano.lg.jp